

有効期限満了日 令和9年3月31日

熊捜一第297号

令和3年9月16日

小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業への協力について（通達）

警察が、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第5条第1項の規定に基づいて、検視時に死亡時画像診断を委託した死体のうち、死亡時に満15歳未満のもの（犯罪捜査の手続がとられるものを除く。）の取扱いについて、警察庁から別添「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業への協力について（通達）」（令和3年9月3日付け警察庁丁捜一発第101号）が発出されたことから、各署にあっては、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業への協力について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。